

解体・補修等工事を行う際の手順例 (元請業者及び自主施工者にかかる義務等)

作業工程

石綿使用有無の事前調査

- ・ 事前調査結果の記録の作成・保存
- ・ 事前調査結果（届出内容）を発注者に説明【令和4年4月～】（一定規模以上の建築物等）
- ・ 事前調査結果を平塚市環境保全課に報告

- ・ 事前調査結果の掲示（A3以上の大きさ）

- ・ 下請負人に対する説明・指導義務
- ・ 作業計画の作成

石綿なし

- ◆届出対象特定工事の場合
- ・ 大防法・県条例に基づく届出の提出

特定粉じん排出等作業の実施
(除去等の措置、作業基準の順守)

- ・ 作業の記録の作成・保存
- ・ 作業中の記録確認、作業完了後の目視確認
- ・ 作業完了後の発注者へ作業結果報告

解体等工事の着工

- ◆届出対象特定工事の場合
- 県条例に基づく作業完了報告書の提出

事前調査の方法（書面及び目視）が明文化されました
発注者側も図面等の情報を提供する義務があります

事前調査結果の記録は、解体等工事の期間中は作業現場に備え付け、その後は3年間の保管義務があります。

事前調査結果に加えて、作業内容等についても周辺住民が見やすい場所に掲示が必要になりました。
また、神奈川県条例の改正に伴い、届出対象特定工事である場合は、掲示板での周知に加えて、別の方法でも住民周知が必要になりました。

届出対象となる建材（大防法・県条例共通）
吹付け石綿、石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材

排出等作業の作業基準について、内容が一部改正されています。
作業対象の建材により必要な措置が異なりますので作業計画の作成時などに御確認ください。
なお、作業基準の順守義務は、下請業者等にも発生します。

元請業者は、各下請負人が作成した記録を基に、作業が計画に沿って適切に行われていることを確認する義務があります。
また、作業完了後は発注者に対して書面で報告する義務があります。（記録は3年間の保管義務あり）

石綿排出等作業の完了日から30日以内に報告が必要です。

※赤字は令和3年度改正部分は赤字